

2011年3月14日
株式会社 千葉興業銀行

「東日本大震災」にかかる災害対応について

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により被害を受けられた被災者の皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当行ではこのたびの災害発生に伴い、以下の対応をさせていただくことといたしました。

1. 当行の通帳、預金証書、印章を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認（注）のうえ、ご預金のお引き出しに対応させていただきます。

（注）ご本人さまであることを確認できる資料をご持参ください。

2. お客様のご事情によりましては、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しのお取扱いをいたします。また、これを担保としたご融資のご相談にも対応いたします。

3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立や、手形決済資金不足が発生する場合は、窓口にお申し出ください。

4. 浸水等により汚れた紙幣をお持ちの場合は窓口にお申し出ください。

5. 国債を紛失した場合については、窓口にご相談ください。

6. お客様の災害の状況、応急資金の需要等を勘案して「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）にかかる融資等ご相談窓口」を開設しております。お客様の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等の対応に最大限努めますのでご相談ください。

以上